

2012年（平成24年）6月25日

本市建設工事等入札参加
資格者の皆様へ

福 山 市 長
（建設局建設管理部契約課）
福山市上下水道事業管理者
（上下水道局経営管理部経理課）

福山市発注工事等における暴力団排除のための契約制限について（お知らせ）

本市建設行政の推進につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市は、このたび建設工事等からの暴力団排除の徹底を図るため、「福山市発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」を制定し、次の通り取り扱うこととしましたので、工事等の履行にあたり留意していただくようお願いいたします。

1 趣旨

福山市暴力団排除条例が本年4月1日から施行されたことに伴い、本市発注工事等からの暴力団排除の徹底を図るため、暴力団又は暴力団関係者等との下請負契約、資材又は原材料の購入契約等の制限に係る要綱を制定する。

2 内容

（1） 契約制限措置の対象となる者

ア 福山市建設工事等指名除外基準要綱（以下「指名除外要綱」という。）別表の第21号（暴力的不法行為等）（1）から（6）までに該当することを理由として指名除外又は指名留保措置を現に受けている者

イ 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定により現に公表されている者のうち、指名除外要綱別表の第21号（1）から（6）までのいずれかに該当すると認められる者

（2） 契約制限措置の対象となる行為

本市発注工事等の履行に必要な下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約

（3） 契約制限措置の期間

指名除外要綱別表の第21号（1）から（6）までの区分に応じて市長が定める期間

(4) 公表

契約制限の措置を行った者は、福山市契約課ホームページに掲載し公表

3 実施期日

2012年(平成24年)7月1日

※福山市発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱は、福山市契約課ホームページに掲載

なお、本年7月1日から、建設工事契約関係様式を一部改正しますので、内容を確認しご利用いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市建設局建設管理部契約課

TEL 084(928)1076

FAX 084(926)9167